

平成 26 年度第 2 回岡山県環境審議会水質部会 議事概要

1 日時

平成 27 年 2 月 18 日（水） 10:00～11:30

2 場所

ピュアリティまきび 2階 白鳥（岡山市北区下石井 2 - 6 - 41）

3 出席者

委員 5 名

4 議事要旨

諮問事項(1)平成 27 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について

審議の結果、原案を適当であると認める旨を答申とすることとされた。

(委員)

水生生物保全の環境基準が、生物の生息環境にどのように影響してくるかはまだこれからの話だと思う。海の生態系は複雑で、水の流れなどあらゆる要素が影響してくるので、データを積み重ねることで解明に近づけば素晴らしい。

(委員)

水質の規制と生物の変化とで、上手く相関が出るようなものが公表されれば非常に重みがあるものになってくる。水質部会としては、水質の観点からデータを上げて、一方で生物の調査とリンクさせていくと活きたものになる。

国ではどのような背景で検討がなされているか。

(事務局)

水生生物の環境基準自体は、それまでは人の健康や生活環境の項目だけだったのを、水生生物についても配慮するよということと検討され、測定対象とする項目は、最初は亜鉛、その後ノニルフェノールや LAS が加わった。海域については多くは国で類型指定することになり、東京湾、伊勢湾、大阪湾と順次類型指定されてきた。

この度、備讃瀬戸と播磨灘北西部の類型を特 A と A に指定しようとしているが、環境省も十分データを取り、知見を集めながら進めており、その後の状況も審議会にフィードバックさせていくことになると思う。

(委員)

類型指定の考え方で、実際に底質を調査するとヘドロがあつたりなかったり、複雑な状態

になっているところがあるが、このような場所はどのように考えているか。

(事務局)

特Aにするかどうか、ということになるが、沿岸部や砂質のところは特Aが原則で、底質は文献や実地調査によって国が把握している。しかし、底質の把握状況そのものを海面に反映させると、まだら状になってしまって水質管理上は非常に難しくなるので、まだら状の部分についてはできるだけ一括で管理しやすいよう、備讃瀬戸については広範囲に特Aになっている。よって、局所的に泥質のところがあっても、その周辺或いは近くに砂質のところがあれば、全体的として特Aにしている。

備讃瀬戸の場合、パブリックコメントの際は、底質が泥ということ、岡山県西部沿岸から沖よりの水域が帯状にAとなっていたが、水質管理の上で、周りが全部特Aなのに海の真ん中だけにAがあっても、環境基準が超えるところがあったかどうかを覚知することができないので、それを解消するために、広範囲に特Aということにしている。

(委員)

特AとAの違いというのは底質の違いとのことだが、それは棲んでいる生物が違うと言うことで分けられているか。

(事務局)

生物が違うということもあると思うが、特Aについては生物の産卵や幼稚仔の生息に重要な場所が大前提であるので、藻場・干潟があるとか、底生生物には砂質のところとがいかかという観点で指定している。つまり、底質の他に、生息状況とか生息環境を基に特Aを指定している。

(委員)

他の水質に関する項目は今後も増える予定か。

(事務局)

環境基準項目とする可能性のある物質は要監視項目として調査を行っている。

(委員)

浅いところで産卵しやすく生物が沢山いる場所にも拘わらずそこがAで、生物が産卵しにくい深いところが特Aになっている傾向がある。

(委員)

砂か泥かはそれでいいが、例えば航路などの砂であるが深いところは潮の流れも速く、産卵にはそれほど向かなくて、その両側の高まりになっている場所の方が生物の産卵等に適している。

(事務局)

指定基準でも、底質の状況と水深30メートルを基準にしている。例えば播磨灘北西部には水深30メートルより深いとまった水域があり、その水域についてはAとしている。備讃瀬戸についても同じ考え方を当てはめるということになるが、備讃瀬戸については30メートルより深いところはそれほどなく、あったとしてもまだら状になるので、全体として特Aとしている。国の中である程度基準を決めており、実態と少しずれていても基準の方を優先する部分もある。

諮問事項(2)岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部改正(案)について
諮問事項(3)岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく排出基準、構造等の基準及び排水基準の一部改正(案)について

審議の結果、原案を適当であると認める旨を答申とすることとされた。

(委員)

条例を整理したということか。

(事務局)

産業廃棄物処理施設のすべてのものを対象として捉えられていたが、汚水等が生じないものまで規制対象であると誤解を受ける可能性があったので、整理して明確にしておく必要があった。

(委員)

補足資料2ページの表において12、12の2及び13の濃い網掛けの施設が条例の対象とならないのはなぜか。

(事務局)

これらの施設は、設置者が誰であっても水濁法の特定施設となるため、条例では対象としていない。

(委員)

地下水の汚染に係る基準及び浄化基準で、カドミウム及びその化合物の基準値が厳しくなっているが、かつて、農業関係の現場が畑地や水田からの流出を心配していたと聞いたことがある。土壌中に元々あるものが排水路に流れていくことに対して、何か取組む予定はあるのか。

(事務局)

農地については、この条例及び土壌汚染対策法の届出等の対象とはしていない。カドミウム等で汚染されている農地があるのならば、これらの規制とは別に、何か対策を検討する必要があると考える。

(委員)

現場サイドから声が上がってきたときには、適切な指導をいただきたい。

(委員)

カドミウムと1,1-ジクロロエチレンについて、国の基準が変わったのはなぜか。

(事務局)

1,1-ジクロロエチレンについては、これはWHOの飲料水水質ガイドラインにおいて、毒性評価が不確実性を多く見込んでいた値からより実際の毒性に近い評価値に改正されたことを受け、環境基準が0.02mg/Lから1mg/Lに緩められ、それを受け排水基準や土壌溶出量基準が改正されたという流れがある。

カドミウムに関しては、国の食品安全委員会において新たな毒性評価値が示されたということで、環境基準等が変更になったものである。

(委員)

産業廃棄物処理施設の種類によって汚水が出るか出ないかはどのように判断したのか。

(事務局)

例えば破碎施設は破碎の際に粉じんを防ぐために水を掛けたりするかもしれないが、通常の運転で汚水等を生じる可能性があるかないかを検討して水濁法の特定施設が限定されていると考えられるので、条例も水濁法の考えに従っている。

(委員)

廃棄物の処理施設から生じる水で、例えばごく少量の汚水で有害物を含んでいる場合、業者は排水を流してもよいのか。

(事務局)

公共用水域に排出する場合は廃掃法に「生活環境の保全上支障がないようにすること」という規定があるので、問題が生じた場合はこの規定による指導等は可能である。